

## ライツマネジメント株式会社に対する行政処分について

平成25年4月24日  
関東財務局

### ライツマネジメント株式会社に対する行政処分について

1. ライツマネジメント株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成25年4月16日付)

○ 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

当社は、平成22年7月から同24年1月までの間、A株式会社、B株式会社及びC株式会社(以下、各社を「A社」、「B社」及び「C社」という。)他3社(以下「本件発行者」という。)が発行した合計7本の信託受益権の私募の取扱いを行った。これにより、当社において、従業員16名が、少なくとも約1,900名の顧客に対し、総額約40億円の信託受益権を取得させている。当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。

#### (1) 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社従業員16名のうち、少なくとも6従業員は、少なくとも16顧客に対し、実在しない証券会社の営業員を名乗る第三者をして、顧客に連絡させ、「ライツマネジメント株式会社が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。同社に連絡して、当該受益権を購入できれば、転売することで、短期間で儲かる」などと述べさせた上で、この連絡を受けた顧客が当社に連絡してきた場合、顧客に対し、当社従業員が「当社が販売する信託受益権を購入すれば、転売により短期間で利益が得られる」などの虚偽の事実を告げることにより、信託受益権の取得勧誘(以下「本件劇場型勧誘」という。)を行った。

当社は、平成22年10月頃、関東財務局から本件劇場型勧誘の疑いについて指摘を受けて勧誘の実態報告を求められたにもかかわらず、不十分な内容の報告を繰り返し、本件劇場型勧誘を停止することなく継続しており、上記16顧客のうち7名は、同年10月以降に当社従業員から本件劇場型勧誘を受けて信託受益権を取得している。

#### (2) 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等

当社は、平成23年5月13日付で関東財務局長から本件劇場型勧誘に係る事実関係の調査及び報告を命じる旨の報告徴取命令を受けているが、同月25日付で「信託受益権のすべての取得者に対し、当社の勧誘行為の状況についてヒアリング調査を行った」、(一部の顧客に返金を行ったことについて)「返金は、不適切な勧誘がなされた顧客のうち継続保有の意思がない顧客に対し当社が自発的に行ったものである」などと虚偽の報告をした。

さらに、当社は、こうした虚偽の報告を行う一方で、信託受益権の販売を継続していた。

#### (3) 無登録の信託受益権を販売している状況

当社が販売した信託受益権は、いずれも信託法第3条第3号に掲げる方法により設定された自己信託の受益権として発行されたものである。こうした信託受益権を50名以上の者に取得させる場合には、発行者は信託業法第50条の2第1項の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、本件の7本の信託受益権のうち6本は、いずれも受益者が50名を大幅に超えているにもかかわらず、本件発行者のうち5社は、いずれも内閣総理大臣の登録を受けていない。

それにもかかわらず、当社は、本件発行者が発行した信託受益権の販売を行っていた。

#### (4) 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等

当社は、平成23年2月頃から、信託受益権の発行者から委託を受けて、信託受益権に係る配当金の必要額の計算

及び顧客への支払業務を行い、信託財産に係る事業収益である利用権収入や配当収入を記載した信託財産状況報告書を、顧客に送付している。

顧客に支払う配当金額は信託財産に係る事業収益に基づき算出されるものであるところ、当社は、平成23年6月8日に、同日まで信託受益権の発行を行っていたC社から1,600万円の入金を受け、同月10日に、この中から、A社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約260顧客に対し、合計約70万円を支払うとともに、B社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約300顧客に対し、合計約280万円の配当金を支払った。

このように、当社は信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付している。

#### (5) 契約締結前交付書面等の記載の不備

当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていないなどの不備があることから、当社の顧客に対する情報提供は不十分であると認められる。

当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に、上記(2)の行為は、同法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令に対し虚偽の事実を記載した報告書を関東財務局長に提出したものであり、同法第52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に、それぞれ該当するものと認められる。

上記(3)及び(4)の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切な業務運営の状況であり、公益又は投資者保護上重大な問題があると認められることから、金融商品取引法第52条第1項第9号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

上記(5)のうち、顧客に交付した契約締結前交付書面の記載の不備は金融商品取引法第37条の3第1項の規定に、契約締結時交付書面の記載の不備は同法第37条の4第1項の規定に、それぞれ違反するものと認められる。

2. このため、本日、当社に対し、下記(1)については金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については同法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

### 記

#### (1) 登録取消し

関東財務局長(金商)第1805号の登録を取消す。

#### (2) 業務改善命令

1) 顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。

2) 顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。

3) 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。

4) 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

**本ページに関するお問い合わせ先**

**理財部証券監督第2課(電話048-600-1293ダイヤルイン)**

## MRI INTERNATIONAL,INC.に対する行政処分について

平成25年4月26日  
関東財務局

### MRI INTERNATIONAL,INC.に対する行政処分について

1. MRI INTERNATIONAL,INC.(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成25年4月26日付)

当社は、アメリカ合衆国において行う診療報酬請求債権(Medical Account Receivables、以下「MARS」という。)の購入及び回収事業(以下「本事業」という。)から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利(以下「本件ファンド持分」という。)の販売勧誘を行っている。本件ファンド持分は、配当金等に関する条件の異なるファンドAとファンドBの2種類が存在する。

当社は、多数の個人顧客に対し、出資金は、第三者機関の名義で開設された信託口座等で分別して管理していると説明している。しかしながら、顧客から本件ファンド持分の取得のための出資金としてファンドA用の信託口座に入金された資金は、そのおおむね全額が、ファンドB用の信託口座に送金されている事実が認められた。また、ファンドB用の信託口座からは、当社名義の銀行口座への送金並びにファンドA及びファンドBの顧客への送金がなされており、少なくとも平成23年以降において、当社の固有財産並びにファンドAに係る財産及びファンドBに係る財産の分別管理が行われていない状況が認められた。

そのような中、当社の業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。

#### (1) 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等

上記の信託口座の入出金記録によれば、当社においては、上記のとおり、少なくとも平成23年以降、財産の分別管理が行われていない状況において、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金は、本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに充てられていた。

このような取扱いを継続する中、当社においては、顧客への配当金及び償還金の支払遅延が発生している。当社は、顧客による出資金の入出金を管理する信託口座に係るこのような状況にもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していた。

上記の行為等は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとときに該当するものと認められる。

#### (2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、多数の個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、今回検査において、当社の平成24年における勧誘に関し、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。

##### ア 出資金の使途

当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに充てる取扱いをしていた。

##### イ 配当金の支払い

当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって得られ

た利益から支払う」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てる取扱いをしていた。

出資金の配当金及び償還金の支払いに係る上記ア及びイの状況を踏まえれば、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載による告知は、虚偽のことを告げる行為であり、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。

(3)虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為

当社は、第12期事業報告書(事業年度:平成22年1月1日から同年12月31日まで)及び第13期事業報告書(事業年度:平成23年1月1日から同年12月31日まで)において、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどしたこれら事業報告書を関東財務局長に提出した。

上記の行為は、金商法第47条の2に違反するものと認められる。

(4)報告徴取命令に対する虚偽の報告

当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共同して内部査定を行った事実は認められない。

上記の行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき」に該当するものと認められる。

さらに、今回検査において、当社は、平成25年版のパンフレット等の勧誘資料を作成済みであり、新たに多数の顧客に対する取得勧誘を行う計画を進めている状況が認められるなど、投資者保護上極めて不適切な状況が継続しており、緊急に是正を要するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記(1)については金商法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については同法第51条の規定に基づき、行政処分を行った。

記

(1)登録取消し

関東財務局長(金商)第1881号の登録を取り消す。

(2)業務改善命令

- 1) 本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明を行うこと。
- 2) 顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理の状況を早急に把握し、顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理の状況その他必要な事項の説明を行うこと。
- 3) 顧客の意向も踏まえ、顧客が出資した財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。
- 4) 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。
- 5) 会社財産を不当に費消しないこと。
- 6) 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

**本ページに関するお問い合わせ先**

**理財部証券監督第2課(電話048-600-1293ダイヤルイン)**

○被害回復型の詐欺にご注意ください。

近年、投資により損失を被った人に、「被害を回復してあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の投資商品の購入や手数料の支払い等を求めるケースが多く見受けられます。

被害回復を装い、金銭を要求する詐欺的な商法の可能性がありますので、そのような勧誘を受けた場合などには、消費者ホットライン、警察、金融サービス利用者相談室まで、速やかに情報をご提供ください。

消費者ホットライン	0570-064-370
警察相談専門電話	#9110
関東財務局	048-613-3952
金融サービス利用者相談室	0570-016-811

(ご参考) MRI被害弁護士「弁護士ホットライン」

電話番号：03-5363-5667(平日の午前10時～午後4時まで)

## With Asset Management株式会社に対する行政処分について

平成25年8月8日  
関東財務局

### With Asset Management株式会社に対する行政処分について

1. With Asset Management株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成25年8月2日付)

- 公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況

当社は、前回検査基準日(平成21年11月)から今回検査基準日(平成25年4月)までの間、当社等を営業者とする計30種類の匿名組合契約(以下「本件ファンド」という。)に基づく権利(以下「本件ファンド持分」という。)の取得勧誘を行っている。

本件ファンドの多くにおいて、顧客の投資資金は、株式会社Infinity Holdings(以下「IH」という。)に対し、金銭貸付けを行うことで運用することとされている。

#### (1) 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等

当社とIHは、平成24年6月までは、資本関係上、IHが当社を支配する関係にあった。また、同年7月以降も現在まで、当社運営ファンドの資金管理(顧客への分配金等の支払事務を含む。)をIHが行っているほか、IHの今村哲也代表取締役(以下「今村氏」という。)が当社営業員に対し営業推進に係る指示を出しているなど、当社は、IHに従属しており、両社が一体となって業務を行う状況が継続していると認められる。

こうした中、当社における業務の運営状況を検証したところ、下記1)及び2)のとおり、不適切な状況が認められた。

#### 1) 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為

当社は、本件ファンドの多くについて、顧客の投資資金を、IHへの金銭貸付けによる運用の形式を採ってIHに提供していたが、IHは、かかる資金を、貸金業の登録を受けることなく、反復継続して多数の企業及び個人に対し金銭貸付けを行うことにより運用している(無登録貸金業(貸金業法第11条))。

しかしながら、当社がIHに従属する中で、下記アからウのとおり、当社よりIHへの金銭貸付けについては適切な債権管理が一切なされておらず、当社は、IHが貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわらず、その後もファンド取得勧誘及びIHに対する資金提供を漫然と継続していた。

このような当社の状況は、実質的には、IHの無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしていたに過ぎず、そのために、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式が利用されていたものと認められる。その結果、本件ファンドの多くにおいては、ファンドの資金の運用として行う必要のある運用状況の把握等が、なんら行われていない状況にある。

#### ア IHにおける出資金の運用状況が把握されていない状況

当社は、本件ファンドの多くがIHに貸し付けた資金のIHにおける運用状況について、基本的にIHから不定期に口頭で説明を受けるのみで、当社からは確認していなかった。また、当社は、今回検査においても、IHに貸し付けた資金の使途等について、IHに聞かなければ分からないと説明するなど、IHにおける資金の運用状況を適時、適切に把握する態勢を全く整備していなかった。

#### イ IHへの金銭貸付けに係る消費貸借契約の契約書が作成されていない状況

当社は、IHへの金銭貸付けについて、弁済期や利息等の基本的な事項を盛り込んだ金銭消費貸借契約書を作成していなかった。

ウ IHの財務状況等が把握されていない状況

IHへの金銭貸付けには、なんら担保が設定されていないため、本件ファンドは、IHの信用リスクを全面的に負う立場にある。

しかしながら、当社は、IHの財務状況について、資産、負債及びキャッシュ・フロー等の一切の状況を把握していなかった。

2) 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱い(無登録の第一種金融商品取引業)が行われており従業員管理態勢が不十分な状況

当社の営業員は、IHの投資先である会社の社債について、第一種金融商品取引業者の登録のないIHの今村氏からの指示により、複数の既存顧客に対して勧誘をし、取得させていた。当該行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められる(金融商品取引法第29条)。

しかしながら、当該行為は、当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。

当社の上記1)及び2)の状況は、当社がIHによる金銭貸付けが適切でないことを認識しながら、本件ファンドの取得勧誘を漫然と継続し、IHの行う無登録貸金業の資金調達機能を継続的に果たしていたものであり、また、当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱い(無登録第一種金融商品取引業)が行われていることが見過ごされているといった従業員管理態勢が不十分な状況であり、金融商品取引法第52条第1項第9号(金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき)に該当するものと認められる。

(2) 本件ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、本件ファンド持分に係る取得勧誘を実施していた。

当社の上記の行為は、金融商品取引法第38条第1号(金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為)に該当するものと認められる。

2. このため、本日、当社に対し、下記(1)については金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については同法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

## 記

(1) 登録取消し

関東財務局長(金商)第1825号の登録を取消す。

(2) 業務改善命令

1) 顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。

2) 顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。

3) 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。

4) 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

**本ページに関するお問い合わせ先**

**理財部証券監督第2課(電話048-600-1293ダイヤルイン)**

## 株式会社ディベックスに対する行政処分について

平成25年9月6日  
関東財務局

### 株式会社ディベックスに対する行政処分について

1. 株式会社ディベックス(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成25年8月30日付)

#### (1) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、平成24年1月から同年8月までの間、自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の私募を行い、8名の営業員が、36名の顧客に対し、総額約93百万円の出資持分を取得させている。

当社の当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。

#### 1) 本件ファンドの出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行うに当たり、調達した資金を当社の事業に充てることを予定しており、顧客のために運用する意思を一切有しておらず、実際にも、調達した資金について運用を一切行っていなかった。

こうした状況にもかかわらず、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの営業者である当社が、本件ファンドの資金を外国為替証拠金取引や国内上場株式取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付し、又は本件ファンドの過去の投資による配当が年6%を下回ったことはない旨説明するなど、虚偽の事実を告げて本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

#### 2) 本件ファンドの出資金について分別管理が確保されていないまま本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為

本件ファンドに係る契約書には、出資金の管理方法に関する記載がなく、出資金について分別して管理することが確保されていないにもかかわらず、当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

#### 3) 不正又は著しく不当な行為を行っている状況

ア 本件ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら本件ファンドの出資持分の取得勧誘を続けている状況

当社は、本件ファンドの出資金の一切を、当社の固有財産と混同して管理し、本件ファンドの運用目的とは関係のない当社の事業に流用している。さらに当社は、当該状況を認識しながら、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を継続していた。

イ 本件ファンドから当社私募債への不適切な乗換え勧誘等を行っている状況

当社は、本件ファンドの運用目的に沿った出資金の運用を一切行っていないにもかかわらず、毎月、顧客に対し、運用による配当金と称する金銭を支払っていた。このような本件ファンドの運営が不適切であり、配当金の支払を停止し、本件ファンドを解約して出資金を顧客に返還しなければならないことを当社は平成24年6月に認識したが、上記アのとおり、当社は、本件ファンドの出資金を当社の事業に充てており、顧客に返還することができない状況にあった。

そこで、当社は、本件ファンドの解約による出資金の返還を免れるため、当社の発行する社債(以下「当社私募債」という。)を販売して本件ファンドから当社私募債へ投資先を移行させることを計画し、当社営業員は、顧客に対し、「解約手数料は出資金の50%相当額である」などと、本件ファンドの契約書上の記載(解約手数料は出資金の10%相当額)と異なる解約条件を説明し、又は当社私募債の発行金利を上乗せする旨を約束し、解約を思いとどまらせ、当社私募債への乗換えを勧誘した。

なお、当社は、上記のとおり平成24年6月に配当金の支払いを停止しなければならないと認識した後も、本件ファンドの出資持分を保有する顧客に対しては、本件ファンドの運用による配当金と称する金銭の支払いを継続している。

当社は、本件ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら本件ファンドの取得勧誘を継続し、本件ファンドの出資金を返還することができないことから当社私募債へ不適切な乗換え勧誘を行っている。これらの状況は、公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況と認められる。

当社が行った上記1)の行為は、金融商品取引法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当し、上記2)の行為は、同法第40条の3(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)の規定に違反し、上記3)の状況は、同法第52条第1項第9号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

## (2) 報告徴取命令に対する虚偽報告

当社は、平成24年10月に発出された関東財務局長からの報告徴取命令に対して、本件ファンドの出資者数や取得勧誘時期等について、虚偽の報告を行っている。

上記の行為は、金融商品取引法第52条第1項第6号の「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。

2. このため、本日、当社に対し、下記(1)については金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については同法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

## 記

### (1) 登録取消し

関東財務局長(金商)第1381号の登録を取消す。

### (2) 業務改善命令

1) 顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。

2) 顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。

3) 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。

4) 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

## 本ページに関するお問い合わせ先

理財部証券監督第2課(電話048-600-1293ダイヤルイン)

### 【投資家の皆様へのお知らせ】

○被害回復型の詐欺にご注意ください。

近年、投資により損失を被った人に、「被害を回復してあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の投資商品の購入や手数料の支払い等を求めるケースが多く見受けられます。

被害回復を装い、金銭を要求する詐欺的な商法の可能性がありますので、そのような勧誘を受けた場合などには、消費者ホットライン、警察、金融サービス利用者相談室まで、速やかに情報をご提供ください。

消費者ホットライン  
警察相談専門電話

0570-064-370(お近くの相談窓口を案内します)  
#9110

関東財務局 048-613-3952  
金融サービス利用者相談室 0570-016-811

© Copyright Kanto Local Finance Bureau. All Rights Reserved.

## ジーク投資顧問株式会社に対する行政処分について

平成25年12月18日

関東財務局

### ジーク投資顧問株式会社に対する行政処分について

1. ジーク投資顧問株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成25年12月9日付)

#### (1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等

当社は、顧客に対して外国為替取引等による運用を出資対象事業とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分を含む複数の匿名組合等の出資持分の取得勧誘を行っているところ、

1) 当社は、本件ファンドについて、顧客からの出資金を会社経費等に流用し、出資対象事業で全く運用していない。こうした状況にもかかわらず、当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行っており、また、本件ファンドの出資持分の取得勧誘の際に、顧客に対して、出資対象事業で運用する旨の虚偽のことを告げている。

2) 当社は、顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で本件ファンドを含む複数の匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っている。また、本件ファンドを含む全ての匿名組合等について、会計帳簿等を作成又は保存していない等、運用状況が確認できる資料をほとんど保存していない。

3) 当社は、関東財務局(以下「当局」という。)からのファンドに係る報告徴取命令(平成21年4月及び同22年3月)に基づき平成21年から同24年までに行った報告及び当局に提出した第10期事業報告書(事業年度:平成20年4月1日から同21年3月31日まで)、第11期事業報告書(事業年度:平成21年4月1日から同22年3月31日まで)、第12期事業報告書(事業年度:平成22年4月1日から同23年3月31日まで)及び第13期事業報告書(事業年度:平成23年4月1日から同24年3月31日まで)において、本件ファンドを含む複数の匿名組合等の状況を報告せず、虚偽の報告を行っている。

上記1)の本件ファンドの出資持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。また、顧客資産を流用している状況で本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為は、金商法第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる」に該当すると認められる。

上記2)の顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で匿名組合の出資持分の取得勧誘を行う行為は、金商法第40条の3に違反すると認められる。

上記3)の当局の報告徴取命令に対して、虚偽の報告を行う行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当し、虚偽の事業報告書を当局に提出する行為は、同法第47条の2に違反すると認められる。

#### (2) 検査忌避

当社代表取締役社長及び当社職員は、臨店検査初日に正当な理由なく、検査官の事務所への立入りを拒んだほか、当社職員は、臨店検査初日の夜間に、本件ファンドに係る複数の電子ファイルを、本件ファンドに係る事実を隠蔽するために消去した。

上記の行為は、当局の検査を忌避する行為であり、金商法第198条の6第11号に該当すると認められる。

2. このため、本日、当社に対し、下記(1)については金商法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については同法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

#### 記

(1) 登録取消し

関東財務局長(金商)第755号の登録を取消す。

(2) 業務改善命令

- 1) 顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。
- 2) 顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続を行うこと。
- 3) 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。
- 4) 上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

#### 本ページに関するお問い合わせ先

理財部証券監督第2課(電話 048-600-1293 ダイヤルイン)

#### 【投資家の皆様へのお知らせ】

○被害回復型の詐欺にご注意ください。

近年、投資により損失を被った人に、「被害を回復してあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の投資商品の購入や手数料の支払い等を求めるケースが多く見受けられます。

被害回復を装い、金銭を要求する詐欺的な商法の可能性がありますので、そのような勧誘を受けた場合などには、消費者ホットライン、警察、金融サービス利用者相談室まで、速やかに情報をご提供ください。

消費者ホットライン	0570-064-370(お近くの相談窓口を案内します)
警察相談専門電話	#9110
関東財務局	048-613-3952
金融サービス利用者相談室	0570-016-811

## 株式会社Global Arena Capitalに対する行政処分について

平成25年12月17日  
関 東 財 務 局

### 株式会社Global Arena Capitalに対する行政処分について

1. 株式会社Global Arena Capital(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われました。(平成25年12月11日付)

当社は、平成23年9月以降、石油関連事業への投資を行う「石油関連商品取引ファンド投資事業組合」(以下「石油ファンド」という。)の業務執行組合員となって、集団投資スキーム持分の私募及び自己運用を行っている。

石油ファンドは、当該石油関連事業への投資を、当社取締役が設立や業務等に深く関与し適格機関投資家等特例業務届出者でもある東京証券債券監理株式会社(以下「TOSDAC」という。)が発行する社債への投資を通じて行っており、当社とTOSDACは、実質的に一体となって、以下の法令違反行為を行っていた。

#### (1) 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、顧客に対し当社作成のパンフレット及び会社案内を交付するなどにより、石油ファンドの集団投資スキーム持分の取得勧誘を行っているが、以下のとおり、実態と相違した虚偽の説明を行っている状況が認められた。

##### ア 投資対象事業についての説明

当社は、顧客に対し、石油ファンドは石油関連事業のみに投資する旨を説明していたが、実際には、当該事業と何ら関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。

##### イ 配当の性質についての説明

当社は、顧客に対し、石油ファンドは石油関連事業への投資で得た利益に基づいて毎月固定利率による分配金を支払う旨を説明していたが、実際には、配当のほとんどに石油ファンドの顧客の出資金がそのまま充当されていた。

##### ウ 業務執行組合員である当社の概要に関する説明

当社は、顧客に対し、「当社は、米国ナスダック市場に上場しているA社傘下の会社の日本支社である。」と説明していたが、実際には、当社とA社及び傘下会社との間には、資本関係はなく、役員の兼任も行われていなかった。

#### (2) 顧客出資金の目的外運用及び流用

石油ファンド契約書及び目論見書兼契約締結前交付書面において、石油ファンドの対象となる事業は、「石油の販売輸出入業、関連金融及びこれに附帯関連する一切の事業」と記載されているが、当社は、実際には顧客の出資金を、当社又は第三者のために、当該事業とは関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。

また、当社は、石油ファンドに係る集団投資スキーム持分の取得勧誘開始以降、石油ファンドへの出資金から約86百万円を当社の運転資金の一部として流用していた。

#### (3) 純財産額が法定の基準を下回っている状況等

当社は、関連会社から受ける土地等の現物出資と、TOSDAC等からの受託業務を履行する対価として受ける約束手形の交付を反映する形で、純資産額の増加に係る会計処理を行っていた。

しかし、当該土地等の所有権移転登記は行われておらず、また、当社は、当該受託業務を履行していないことから、上記の会計処理は認められず、これらを修正すると、当社の純財産額は、平成23年9月以降、金融商品取引法第29条の4第1項第5号口の規定に基づく同法施行令第15条の9第1項に定める金額(5千万円)に満たない状況となっている。

また、当社は、関東財務局に対し、上記の誤った会計処理により、実態と異なる純資産額等を記載した事業報告書を提出していた。

上記(1)の行為は、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。

上記(2)の行為は、金融商品取引法第42条第1項に定める「金融商品取引業者等は、権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない」ことに違反するものと認められる。

上記(3)の当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金融商品取引法第52条第1項第3号(同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき)に該当するものと認められる。また、実態と異なる純資産額等が記載された事業報告書を提出する行為は、金融商品取引法第47条の2に違反するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記(1)については金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については同法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行いました。

## 記

### (1)登録取消し

関東財務局長(金商)第2139号

### (2)業務改善命令

- 1) 顧客に対し、今回の行政処分の内容について、適切に説明を行うこと。
- 2) 当社が顧客との契約に基づき運用している全ての運用財産(以下「当社運用財産」という。)の運用・管理の状況を早急に把握し、顧客の求めに応じて必要な事項の説明を行うこと。
- 3) 顧客の意向を踏まえ、当社運用財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。
- 4) 顧客間の公平性に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講じること。
- 5) 当社運用財産及び当社財産を不当に流用しないこと。
- 6) 上記の実施状況を、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

### 本ページに関するお問い合わせ先

理財部証券監督第2課(電話048-600-1296ダイヤルイン)

### 【投資家の皆様へのお知らせ】

○被害回復型の詐欺にご注意ください。

近年、投資により損失を被った人に、「被害を回復してあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の投資商品の購入や手数料の支払い等を求めるケースが多く見受けられます。

被害回復を装い、金銭を要求する詐欺的な商法の可能性がありますので、そのような勧誘を受けた場合などには、消費者ホットライン、警察、金融サービス利用者相談室まで、速やかに情報をご提供ください。

消費者ホットライン	0570-064-370(お近くの相談窓口を案内します)
警察相談専門電話	#9110
関東財務局	048-613-3952
金融サービス利用者相談室	0570-016-811